

信仰による抑止力を

矢萩新一 NCC 副議長

「彼らは剣を打ち直して鋤とし、槍を打ち直して鎌とする。国は国に向かって剣を上げず、もはや戦うことを学ばない」(イザヤ 2:4)

9月19日未明、多くの民意を無視して「安全保障関連法(戦争法)」が成立してしまいました。しかし、私たちには、すべての法律の上に更に憲法があることを忘れてはなりません。(戦争はしない・軍隊を持たない)と定めた「日本国憲法第9条」は一言一句変えられていません。また、憲法第12条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」とありますし、第98条第1項には「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」とあります。平和を愛する私たちは、従わなくてもよい法律だということになりますし、憲法違反であることを訴えていかなければなりません。武力による平和がありえないことは歴史が証明していることですし、まして核兵器や軍隊が抑止力になるはずがありません。政治や宗教が戦争を肯定してきた過去の反省に立ち、ニューヨーク国連前広場の壁に刻まれている世界最古の平和主義を貫く言葉、冒頭のイザヤ書の言葉が、「信仰による抑止力」として当たり前の世界標準になることを願います。真の抑止力は、一人一人の命がだいにされる為に祈り、手を取りあって行動していく信仰なのだ、私は真剣に思うのです。